

# 学校法人敬心学園・学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』投稿要領

## 1 投稿者資格

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程に基づき、投稿者は、共同研究者を含め、編集規程3条に定める投稿者資格を得ていなければならない。

## 2 投稿原稿の条件

学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程第6条に示す欄のうち、招待論文（巻頭論文、総説等）以外については、原則として学校法人敬心学園・学術研究誌・編集規程第3条による自由投稿とする。

## 3 投稿原稿の規定

投稿する原稿は、未発表のものに限る。「二重投稿・多重投稿」は、認められない。万一発覚した場合は、別に定める規程によって、投稿停止期間を設ける。なお、同じデータ・事例・資料等に基づいて投稿者及びそのグループが執筆した別の論文・報告書等（共同執筆も含む）があれば、投稿時に添付すること。添付する資料には、既発表論文・報告書等のみならず、現在査読中であるものも含む。

### 4-1 投稿申し込み（エントリー）締切（全原稿対象）

投稿の申し込み（エントリー）締切は、6月末日発行の場合、査読希望は2月10日、査読なしは4月10日、12月末日発行の場合、査読希望は8月10日、査読なしは10月10日とする。『敬心・研究ジャーナル』エントリー時・投稿原稿チェックリスト」を使用する。

### 4-2 投稿の締切

投稿の締切は、毎年、6月末日発行の場合、3月10日（査読希望原稿）・5月10日（査読なし原稿）、12月末日発行の場合、9月10日（査読希望原稿）・11月10日（査読なし原稿）とする。査読の結果、再査読の場合は掲載が遅れることもあるため、査読希望原稿は締切日以前の投稿が望ましい。

## 5 投稿の手続き

投稿の手続きは以下のとおりとする。

- 1) 執筆形式の確認：「執筆要領」に沿ったものであること
- 2) 投稿の方法：投稿はメール添付とし、投稿の提出先は職業教育研究開発センター事務局とする。  
\* 投稿原稿本体の PDF・Word ファイル及び、次項に示す「『敬心・研究ジャーナル』エントリー時・投稿原稿チェックリスト」の PDF 又は Word ファイル各 1 点をメールに添付して送信（1 通のメールに、上掲 2 点を同時に添付することが難しい場合は、複数のメールに分けて提出することでも可）。

## 6 投稿原稿掲載の可否

投稿原稿掲載の可否は、「投稿受領から掲載までのフローチャート」に基づく審査により、学術研究誌編集委員会（以下「委員会」という）が決定する。

## 7 投稿原稿の掲載日

投稿原稿がフローチャート上の査読過程で、当該号の掲載決定期日までに間に合わない場合は、次号への査読が継続しているものとみなす。

## 8 倫理上の配慮について

投稿者は、著作権や研究対象者の人権尊重に努めること。また、論文に関連する企業や営利団体等との利益相反（COI）がある場合は、チェックリスト末尾の特記事項欄に明記する。倫理的事項に関する審議が必要な場合、学校法人敬心学園職業教育研究開発センター倫理委員会で協議することができる。

## 9 抜き刷りについて

原稿が掲載された者が、抜き刷りを必要とする場合は、投稿時に申し出ること。なお、費用は自己負担とする。

## 10 投稿原稿の保存について

投稿された原稿及び提出された電子媒体等は返却せず、2年間の保存のうえ、廃棄する。

## 11 海外研究欄

海外研究欄は、職業教育研究等の動向紹介にあて、その依頼は委員会が行う。

## 12 書評欄

書評欄は、国内外の職業教育研究に関する批評にあて、その依頼は委員会が行う。

## 13 要領の変更

本要領の変更は、学校法人敬心学園 学術研究誌『敬心・研究ジャーナル』編集委員会の議決を経なければならない。

## 14 投稿原稿の電子配信および本誌の販売

投稿者は、学校法人敬心学園が契約する電子配信媒体への投稿原稿電子データ掲載及び希望者への本誌販売を許諾したこととする。

## 附 則

- 1 この要領は、平成28年12月20日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年2月17日から施行する。(4. 投稿原稿の締切)
- 3 この要領は、平成29年5月18日から施行する。(14. 投稿原稿の電子配信および本誌の販売)
- 4 この要領は、平成29年10月20日から施行する。(4. 投稿原稿の締切)
- 5 この要領は、平成31年6月7日から施行する。(5. 投稿の手続き、8. 倫理上の配慮について)
- 6 平成31年12月9日から施行する。(4-1. 投稿申し込み(エントリー)、締切4-2. 投稿原稿の締切)
- 7 この世量は、令和2年12月15日から施行する。(4-1. 投稿申し込み(エントリー)対象の明確化)
- 8 令和5年8月21日から施行する(5. 投稿の手続き)
- 9 令和6年5月15日に制定、同日から施行する。(4-1. 投稿申し込み(エントリー)締切)